



安全・適正就業だより

第57号
令和元年7月18日

☆☆☆☆ 事故防止、急ぐな、あせるな、気を抜くな (全国統一スローガン) ☆☆☆☆

シルバー会員の事故ではありませんが・・・

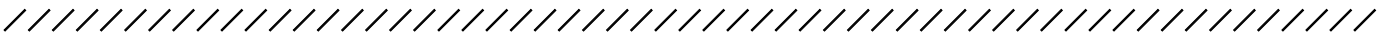
元年6月21日、深谷市の市道で、脚立に乗って一人で垣根の剪定作業を行っていた69歳の男性植木職人が転落し、頭から血を流して倒れていた所を、近くの男性に発見され病院に搬送されたが、死亡が確認された事故がありました。垣根の高さは約4.5メートル、脚立の高さは約3.6メートルであった。現在、原因を警察で調べている。事故に遭遇した人が69歳の職人であったことを考えれば、ベテランで目をつむっていてもできる程、手慣れた仕事で、安全対策についても十二分に承知していたはずなのに、なぜ事故が起こってしまったのか？

正に、「何である人が・・・」という言う言葉がぴったりの事故だと思います。事故は決して他人事ではありません。誰でも何処にでも、一歩間違えば大きな事故につながってしまう要因が多くあります。「今日は何となく疲れているなー、行きたくないなー」、これは疲れのサインです。こんな時は、集中力が低下し、事故を起こしてしまう可能性が高くなります。積極的に休養し、体調を整えて安全な就業を心がけましょう。



一人作業の危険性、

この事故が、一人作業中であったという事も大事な反省点です。万が一事故を起こしてしまったとしても、直ぐに誰かが気づいて病院に搬送するなどの対応をすれば命を落とさなくて済んだ可能性もあります。やむを得ず、どうしても一人作業をしなければならないこともあると思いますが、十分注意して行ないましょう。



事故報告

○5月13日、植木剪定作業中、右手で剪定鋏を持って紅葉の枝を押さえていたところ、左手を添えようとした際に、手の甲を切ってしまった。男 73歳

○5月26日、聖地公園で草刈り機を使用して草刈り作業中、小石を飛散させ駐車してあった車のリアガラスを破損させた。5月30日より1カ月間草刈り機を使用しての就業停止となった。男 84歳



適正就業について

従来より、シルバーの就業は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲で、「臨時的かつ短期的な就業」とは、おおむね月10日程度以内を指す。また、「軽易な業務」とは、おおむね週20時間を超えないことを目安とされていたが、派遣及び職業紹介事業の場合に限って、埼玉県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができることとされた。そして、この特例を活用する場合であっても、会員への就業機会の提供は特定の会員に集中せず、公平に出来る限り多くの会員に提供するものとされている。このことにより、業務拡大に伴い人手不足分野事業においては、40時間までの就業が可能となるが、30時間を超えた場合には、社会保険へ加入することになり、会員の個人負担とあわせ、事業主負担分を手数料に換算すると保険料金が上がってしまうことから、全国的にも実施されない状況である。このため、当分の間は、30時間未満での就業時間となる。

このことに伴い、秩父市シルバー人材センターでも、令和元年6月24日に行われた定時総会にて、定款の一部変更が行われた。



「マダニ媒介感染症」に感染しないために・・・



※重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスの人同士（感染者の血液や体液に直接接触すると人から人へ感染する可能性がある）の感染

マダニは、日本中の藪や草むらに生息していて、人間にかみつくとき血を吸って1センチぐらいの大きさにまでに成長する。春から夏にかけて活動が活発になるとされている。不明な点が多く重症の場合は死に至ることもある。詳細は、これからの研究を待たなければならない。

この季節、山歩きや農作業などで草むらに入る機会が多くなると思います。マダニにかまれないようするため、長袖の服・長ズボンに長靴を必ず着用する。更に首にタオルをまくなどして、出来るだけ肌を出さないようにしましょう。

感染すると、6日から2週間の潜伏期間を経て、発熱・食欲低下・嘔吐・下痢などの風邪に似た症状がでる出てくる。ウイルスの感染が疑われる場合は直ぐに医療機関の診察を受けましょう。



秩父市野坂町1-13-14
秩父市シルバー人材センター

電話 0494-22-4454
安全・適正就業委員会

